

改正案

現行

(定義)

第二条 この省令の規定の解釈に関しては、次の定義に従うものとする。

十一 「番組送出設備」とは、放送番組の素材を切り替え、当該放送番組の素材その他放送番組を構成する映像、音声、文字及びデータに係る信号を調整（デジタル放送の場合にあつては、主として映像、音声及びデータに係る信号を符号化及び多重化することをいう。）し、放送番組として送出し、並びにこれら

を管理する機能を有する電気通信設備をいう。
十二 「放送局の送信設備」とは、地上基幹放送及び移動受信用地上基幹放送にあつては放送をする無線局の送信設備をいい、衛星基幹放送にあつては人工衛星の放送局の送信設備（地球局から伝送された放送番組を受信するための電気通信設備を含む。）をいう。

十三 「地球局設備」とは、人工衛星の放送局の送信設備まで放送番組を伝送するための地球局の送信設備をいう。

十四 「中継回線設備」とは、地上基幹放送にあつては番組送出設備から送出された放送番組を放送局の送信設備まで伝送する機能を有する電気通信設備、異なる場所に設置した放送局の送信設備の間で放送番組を伝送する機能を有する電気通信設備（放送波により中継を行う場合は、その受信設備を含む。）又は異なる場所に設置した番組送出設備間に設ける電気通信設備をいい、衛星基幹放送にあつては番組送出設備から送出された放送番組を地球局設備まで伝送するための電気通信設備をいう。

第四章 基幹放送

第五節 基幹放送の業務に用いられる電気通信設備

第一款 設備の損壊又は故障の対策に関する技術基準
第一目 通則

(適用の範囲)

第二百二条 法第一百一十一条第一項の技術基準（同条第二項第一号に掲げるものに限る。）及び法第二百一十一条第一項の技術基準（同条第二項第一号に掲げるものに限る。）は、この款の定めるところによる。

(定義)

第二百二条 この款において使用する用語は、次の定義に従うものとする。

- 一 「親局」とは、基幹放送用周波数使用計画において規定する放送対象地域ごとの放送系のうち最も中心的な機能を果たす基幹放送局をいう。
- 二 「ブランチ局」とは、基幹放送用周波数使用計画において規定する親局以外の基幹放送局をいう。
- 三 「その他の中継局」とは、前二号の規定に該当しない基幹放送局をいう。

(予備機器等)

第二百四条 番組送出設備、中継回線設備（送信空中線系及び受信空中線系を除く。）、地球局設備（送信空中線系を除く。）及び放送局の送信設備（送信空中線系を除く。）の機器は、その機能を代替することができる予備の機器の設置若しくは配備の措置又は

これに準ずる措置が講じられ、かつ、その損壊又は故障（以下「損壊等」という。）の発生時に当該予備の機器に速やかに切り替えられるようにしなければならない。ただし、他に放送を継続する手段がある場合は、この限りでない。

（故障検出）

第二百五条 番組送出設備、中継回線設備、地球局設備及び放送局の送信設備（以下この款において「放送設備」という。）は、電源供給停止、動作停止、動作不良（誤設定によるものを含む。）その他放送の業務に直接係る機能に重大な支障を及ぼす損壊等の発生時には、これを直ちに検出し、当該放送設備を運用する者に通知する機能を備えなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、やむを得ず同項に規定する措置を講ずることができない放送設備は、損壊等の発生時にこれを目視又は聴音等により速やかに検出し、当該放送設備を運用する者に通知することが可能となる措置を講じなければならない。

（試験機器及び応急復旧機材の配備）

第百六条 放送設備の工事、維持又は運用を行う場所には、当該放送設備の点検及び調整に必要な試験機器の配備又はこれに準ずる措置がなされなければならない。

2 放送設備の工事、維持又は運用を行う場所には、当該放送設備の損壊等が発生した場合における応急復旧工事、電力の供給その他の応急復旧措置を行うために必要な機材の配備又はこれに準ずる措置がなされなければならない。

（耐震対策）

第一百七条 放送設備の据付けに当たっては、通常想定される規模の地震による転倒又は移動を防止するため、床への緊結その他の耐

震措置が講じられなければならない。

2| 放送設備は、通常想定される規模の地震による構成部品の接触不良及び脱落を防止するため、構成部品の固定その他の耐震措置が講じられたものでなければならぬ。

3| 前二項の耐震措置は、大規模な地震を考慮したものでなければならぬ。

(機能確認)

第百八条 放送設備の機器の機能を代替することができる予備の機器は、定期的に機能確認等の措置が講じられていなければならない。

2| 放送設備の電源設備は、定期的に電力供給状況の確認等の措置が講じられていなければならない。

(停電対策)

第百九条 放送設備は、通常受けている電力の供給に異常が生じた場合において放送の業務に著しい支障を及ぼさないよう自家用発電機又は蓄電池の設置その他これに準ずる措置が講じられなければならない。

2| 前項の規定に基づく自家用発電機の設置又は移動式の電源設備の配備を行う場合には、それらに使用される燃料について、必要な量の備蓄又は補給手段の確保に努めなければならない。

(送信空中線に起因する誘導対策)

第百十条 送信空中線に近接した場所に設置する放送設備、工作物、工具等は、送信空中線からの電磁誘導作用による影響を防止する措置が講じられていなければならない。

(防火対策)

第百十一条 放送設備を收容し、又は設置する機器室は、自動火災報知設備及び消火設備の適切な設置その他これに準ずる措置が講じられたものでなければならぬ。

(屋外設備)

第百十二条 屋外に設置する空中線（給電線を含む。）及びその附属設備並びにこれらを支持し又は設置するための工作物（次条の建築物を除く。次項において「屋外設備」という。）は、通常想定される気象の変化、振動、衝撃、圧力その他設置場所における外部環境の影響を容易に受けないものでなければならぬ。

2 屋外設備は、公衆が容易にそれに触れることができないように設置されなければならない。

(放送設備を收容する建築物)

第百十三条 放送設備を收容し、又は設置する建築物は、次の各号に適合するものでなければならない。

- 一 当該放送設備を安全に設置することができる堅固で耐久性に富むものであること。
- 二 当該放送設備が安定に動作する環境を維持することができること。
- 三 当該放送設備を收容し、又は設置する機器室に、公衆が容易に立ち入り、又は公衆が容易に放送設備に触れることができないよう施錠その他必要な措置が講じられていること。

(耐雷対策)

第百十四条 放送設備は、落雷による被害を防止するための措置が講じられていなければならない。

(宇宙線対策)

第百十五条 人工衛星に設置する放送設備は、宇宙線による影響を容易に受けけないための措置が講じられていなければならない。

第二目 地上基幹放送に係る電気通信設備についての規定の適用の特例

(中波放送に係る電気通信設備についての規定の適用の特例)

第百十六条 第百五条第二項、第百十一条及び第百十五条の規定は、中波放送の業務に用いられる番組送出設備について適用しない。

2| 第百五条第二項及び第百十五条の規定は、中波放送の業務に用いられる親局への送信に係る中継回線設備及び親局に係る放送局の送信設備について適用しない。

3| 第百七条第三項及び第百十五条の規定は、中波放送の業務に用いられるプラン局への送信に係る中継回線設備及びプラン局に係る放送局の送信設備について適用しない。

4| 第百四条、第百七条から第百九条まで、第百十一条、第百十二条第二項及び第百十五条の規定は、中波放送の業務に用いられるその他の中継局への送信に係る中継回線設備及びその他の中継局に係る放送局の送信設備について適用しない。

(短波放送に係る電気通信設備についての規定の適用の特例)

第百十七条 第百五条第二項、第百十一条及び第百十五条の規定は、短波放送の業務に用いられる番組送出設備について適用しない。

2| 第百五条第二項及び第百十五条の規定は、短波放送の業務に用いられる親局への送信に係る中継回線設備について適用しない。

3| 第百五条第二項、第百七条第三項、第百九条及び第百十五条の規定は、短波放送の業務に用いられる親局に係る放送局の送信設備について適用しない。

4| 第百四条、第百七条から第百九条まで、第百十二条及び第百十

五条の規定は、短波放送の業務に用いられるプラン局への送信に係る中継回線設備について適用しない。

5| 第四百四条、第四百七条から第四百九条まで及び第四百十五条の規定は、短波放送の業務に用いられるプラン局に係る放送局の送信設備について適用しない。

(超短波放送に係る電気通信設備についての規定の適用の特例)
第四百八条、第四百五条第二項、第四百十一条及び第四百十五条の規定は、超短波放送（コミュニティ放送を除く。この条において同じ。）の業務に用いられる番組送出設備について適用しない。

2| 第四百五条第二項及び第四百十五条の規定は、超短波放送の業務に用いられる親局への送信に係る中継回線設備及び親局に係る放送局の送信設備について適用しない。

3| 第四百四条、第四百七条から第四百九条まで、第四百十一条、第四百十二条第二項及び第四百十五条の規定は、超短波放送の業務に用いられるその他の中継局への送信に係る中継回線設備及びその他の中継局に係る放送局の送信設備について適用しない。

4| 前三項の規定は、超短波音声多重放送及び超短波文字多重放送（コミュニティ放送の多重放送であるものを除く。）の業務に用いられる電気通信設備について準用する。

(コミュニティ放送に係る電気通信設備についての規定の適用の特例)

第四百九条、第四百六条から第四百十条まで、第四百十二条、第四百十三条第二号、第四百四条及び第四百十五条の規定は、コミュニティ放送の業務に用いられる番組送出設備について適用しない。

2| 第四百四条及び第四百六条から第四百十五条までの規定は、コミュニティ放送の業務に用いられる親局への送信に係る中継回線設備について適用しない。

3 第四百四条から第百十五条までの規定は、コミュニティ放送の業務に用いられるその他の中継局への送信に係る中継回線設備について適用しない。

4 第四百四条、第百六条から第百十条まで、第百十二条第二項、第百十三条第二号、第百十四条及び第百十五条の規定は、コミュニティ放送の業務に用いられる親局に係る放送局の送信設備について適用しない。

5 第四百四条から第百十一条まで、第百十二条第二項、第百十三条第二号、第百十四条及び第百十五条の規定は、コミュニティ放送の業務に用いられるその他の中継局に係る放送局の送信設備について適用しない。

6 前各項の規定は、超短波音声多重放送及び超短波文字多重放送（コミュニティ放送の多重放送であるものに限る。）の業務に用いられる電気通信設備について準用する。

（テレビジョン放送に係る電気通信設備についての規定の適用の特例）

第二百二十条 第百五条第二項、第百十一条及び第百十五条の規定は、地上基幹放送のうち、テレビジョン放送の業務に用いられる番組送出設備について適用しない。

2 第百五条第二項及び第百十五条の規定は、地上基幹放送のうち、テレビジョン放送の業務に用いられる親局への送信に係る中継回線設備及び親局に係る放送局の送信設備について適用しない。

3 第百七条第三項及び第百十五条の規定は、地上基幹放送のうち、テレビジョン放送の業務に用いられるブランチ局への送信に係る中継回線設備及びブランチ局に係る放送局の送信設備について適用しない。

4 第四百四条、第百七条から第百九条まで、第百十一条、第百十二条第二項及び第百十五条の規定は、地上基幹放送のうち、テレビ

ジョン放送の業務に用いられるその他の中継局への送信に係る中継回線設備及びその他の中継局に係る放送局の送信設備について適用しない。

5 前各項の規定にかかわらず、第百四条から第百十五条までの規定は、地上基幹放送のうち、テレビジョン放送（デジタル放送を除く。）の業務に用いられる放送設備について適用しない。

（臨時目的放送）

第百二十一条 第百十六条から前条までの規定にかかわらず、前目の規定は、臨時目的放送の業務に用いられる放送設備について適用しない。

第三目 衛星基幹放送に係る電気通信設備についての規定の適用の特例

第百二十二条 第百五条第二項、第百十二条及び第百十五条の規定は、衛星基幹放送の業務に用いられる番組送出設備に適用しない。

2 第百五条第二項及び第百十五条の規定は、衛星基幹放送の業務に用いられる中継回線設備に適用しない。

3 第百五条第二項、第百六条第二項及び第百十五条の規定は、衛星基幹放送の業務に用いられる地球局設備に適用しない。

4 第百五条第二項、第百六条、第百七条及び第百九条から第百十四条までの規定は、衛星基幹放送の業務に用いられる放送局の送信設備に適用しない。

5 前各項の規定にかかわらず、第百四条から第百十五条までの規定は、衛星基幹放送のうち、テレビジョン放送（デジタル放送を除く。）の業務に用いられる放送設備について適用しない。

<p style="text-align: center;">第四目 移動受信用地上基幹放送に係る電気通信設備 についての規定の適用の特例</p> <p>第二百二十三条 第二百五条第二項、第一百二十二条及び第一百五十五条の規定は、移動受信用地上基幹放送の業務に用いられる番組送出設備に適用しない。</p> <p>2 第二百五条第二項、第一百五十五条の規定は、移動受信用地上基幹放送の業務に用いられる中継回線設備（人工衛星に設置されるものを除く。）に適用しない。</p> <p>3 第二百五条第二項、第一百六条、第一百七条及び第一百九条から第一百四条までの規定は、移動受信用地上基幹放送の業務に用いられる中継回線設備（人工衛星に設置されるものに限る。）に適用しない。</p> <p>4 第二百五条第二項及び第一百五十五条の規定は、移動受信用地上基幹放送の業務に用いられる放送局の送信設備に適用しない。</p>	<p style="text-align: center;">第五章 一般放送</p> <p style="text-align: center;">第二節 一般放送の業務に用いられる電気通信設備</p> <p style="text-align: center;">第一款 設備の損壊又は故障の対策に関する技術基準</p> <p style="text-align: center;">第一目 衛星一般放送に係る電気通信設備の技術基準</p> <p style="text-align: center;">(適用の範囲)</p> <p>第四百七十七条 法第三百三十六条第一項の技術基準（同条第二項第一号に掲げるものであつて衛星一般放送に係るものに限る。）は、この目の定めるところによる。</p> <p style="text-align: center;">(衛星一般放送に係る電気通信設備の技術基準)</p>
--	--

第四百四十八条 前章第五節第一款第一目（第二百五条第二項、第一百
二条及び第一百五条を除く。）の規定は、衛星一般放送の業務に
用いられる番組送出設備について準用する。

2| 前章第五節第一款第一目（第二百五条第二項及び第一百五条を除
く。）の規定は、衛星一般放送の業務に用いられる中継回線設備
について準用する。

3| 前章第五節第一款第一目（第二百五条第二項、第一百六条第二項及
び第一百五条を除く。）の規定は、衛星一般放送の業務に用いら
れる地球局設備について準用する。

4| 前章第五節第一款第一目（第二百五条第二項、第一百六条、第七
条及び第九条から第十四条までを除く。）の規定は、衛星一
般放送の業務に用いられる放送局の送信設備について準用する。

第二目 有線一般放送に係る電気通信設備の技術基準

（適用の範囲）

第四百四十九条 法第三十六条第一項の技術基準（同条第二項第一
号に掲げるものであつて有線一般放送に係るものに限る。）は、
この款の定めるところによる。

（定義）

第四百五十条 この目において使用する用語は、次の定義に従うもの
とする。

一 「有線テレビジョン放送等」とは、有線電気通信設備を用い
て行われるラジオ放送（ラジオ放送の多重放送を受信し、それ
を再放送することを含む。）以外の有線一般放送をいう。

二 「有線放送設備」とは、有線テレビジョン放送等を行うため
の有線電気通信設備（再放送を行うための受信空中線その他放
送の受信に必要な設備を含む。）をいう。

三 「ヘッドエンド」とは、有線テレビジョン放送等のために電磁波を増幅し、調整し、変換し、切替え又は混合して線路に送出する装置であつて、当該有線テレビジョン放送等の主たる送信の場所（前置増幅器の場所を含む。）にあるもの及びこれに付加する装置（受信空中線系、テレビジョン・カメラ、録画再生装置、文字画面制作装置、図形画面制作装置、マイクrohホン増幅器及び録音再生装置を除く。）をいう。

四 「受信者端子」とは、有線放送設備の端子であつて、有線テレビジョン放送等の受信設備に接するものをいう。

五 「タップオフ」とは、有線放送設備の線路に送られた電磁波を分岐する機器又は有線放送設備の線路に介在するクロージヤ（光ファイバをその先端において他の光ファイバの先端と接続させる設備をいう。以下同じ。）であつて、受信者端子に最も近接するものをいう。

六 「引込線」とは、有線放送設備の線路であつて、受信者端子からこれに最も近接するタップオフまでの間のものをいう。

七 「幹線」とは、有線放送設備の線路であつて、ヘッドエンドからすべての中継増幅器（引込線に介在するものを除く。）までの間（有線放送設備のヘッドエンドからタップオフまでの間の線路に用いられる伝送方式が光伝送の方式のみである場合にあつては、ヘッドエンドからタップオフまでの間）のものをいう。

（予備機器等）

第百五十一条 ヘッドエンド及び受信空中線の機器は、その機能を代替することができる予備の機器の設置若しくは配備の措置又はこれに準ずる措置が講じられ、かつ、損壞等の発生時に当該予備の機器に速やかに切り替えられるようにしなければならない。ただし、他に放送を継続する手段がある場合は、この限りでない。

2| 伝送路設備のうち、ヘッドエンド相互間を接続する伝送路設備及び幹線の設備（同軸ケーブルによるものを除く。）には、予備の線路若しくは芯線の設置又はこれに準ずる措置が講じられていなければならない。

3| 伝送路設備において、伝送路に共通に使用される機器は、その機能を代替することができ予備の機器の設置若しくは配備の措置又はこれに準ずる措置が講じられ、かつ、その損壊等の発生時に有線テレビジョン放送等の業務に著しい支障を及ぼさないよう当該予備の機器に切り替えられるようにしなければならない。

4| ヘッドエンド相互間を接続する伝送路設備は、なるべく複数の経路により設置されなければならない。

（強電流電線に起因する誘導対策）

第百五十二条 線路設備は、強電流電線からの電磁誘導作用により有線放送設備の機能に重大な支障を及ぼすおそれのある異常電圧又は異常電流が発生しないように設置しなければならない。

（ヘッドエンドを収容する建築物）

第百五十三条 ヘッドエンドを収容し、又は設置する建築物は、次の各号に適合するものでなければならない。ただし、次の各号に適合しない建築物にやむを得ず設置されたものであつて、防水壁の設置やヘッドエンドの高所への設置その他の必要な措置が講じられているものは、この限りでない。

一 風水害その他の自然災害及び火災の影響を容易に受けない環境に設置されたものであること。

二 当該ヘッドエンドを安全に設置することができる堅固で耐久性に富むものであること。

三 当該ヘッドエンドが安定に動作する温度及び湿度を維持することができること。

四 当該ヘッドエンドを収容し、又は設置する機器室に、公衆が容易に立ち入り、又は公衆が容易にヘッドエンドに触れることができないよう施錠その他必要な措置が講じられていること。

(準用規定)

第百五十四條 第百五條から第百七條、第百九條第一項、第百十一條、第百十二條及び第百十四條の規定は、この目の技術基準について準用する。この場合において、第百五條中「番組送出設備、中継回線設備、地球局設備及び放送局の送信設備（以下この款において「放送設備」という。）」及び第百六條、第百七條、第百九條第一項、第百十一條及び第百十四條中「放送設備」とあるのは「有線放送設備」と、第百七條第三項中「番組送出設備、親局への送信に係る中継回線設備及び親局に係る放送局の送信設備」とあるのは「ヘッドエンド」と、第百九條第一項中「その他これに準ずる措置」とあるのは「その他これに準ずる措置（ヘッドエンドにあつては、家用発電機及び蓄電池の設置その他これに準ずる措置）」と、第百十二條中「空中線（給電線を含む。）及びその附属設備並びにこれらを支持し又は設置」とあるのは「電線（その中継器を含む。）」、空中線及びこれらの附属設備並びにこれらを支持し又は保蔵」と、「次條」とあるのは「第百五十三條」と読み替えるものとする。

(適用除外)

第百五十五條 第百五十一條、第百五十三條第一号から第三号の規定及び第百五十四條において準用する第百六條、第百七條第三項及び第百九條第一項の規定は、登録一般放送事業者の有線放送設備のうち、引込端子の数が五、〇〇〇以下の有線放送設備については適用しない。

2 この目の規定は、登録一般放送事業者の有線放送設備のうち、

専ら地上基幹放送（テレビジョン放送に限る。）の難視聴の解消を目的とする有線一般放送の業務に用いられる有線放送設備については適用しない。

第九章 雑則

（特例措置）

第二百十五條 基幹放送設備を設置する認定基幹放送事業者、基幹放送局設備を設置する基幹放送局提供事業者、特定地上基幹放送局等設備を設置する特定地上基幹放送事業者及び法第二百二十六條第一項の登録に係る電気通信設備を設置する登録一般放送事業者は、特別な理由によりこの省令に定めるところによることが困難である場合は、総務大臣の承認を受けて、この省令に定めるところによらないで電気通信設備をその放送の業務の用に供することができる。

附則

この省令による改正後の放送法施行規則第五百一一条第一項から第三項、第五百十三條第一号及び第二号、第五百十四條において準用する第六條、第七條第三項及び第九條第一項の規定は、この省令の施行の際現に放送法等の一部を改正する法律（平成二十二年法律第六十五号。以下「改正法」という。）附則第二条の規定による廃止前の有線テレビジョン放送法（昭和四十七年法律第一百四十四号）第二条第三項の有線テレビジョン放送施設者が設置する同条第二項の有線テレビジョン放送施設及び改正法附則第二条の規定による廃止前の電気通信役務利用放送法（平成十三年法律第八十五号）第二条第三項の電気通信役務利用放送事業者が権原に基づいて利用するこの省令による廃止前の電気通信役務利用放送法施行規則（平成十四年総務省令第五号）第二条第四号の有線役務利用放送設備については、この省令の施行の日から起算して一年を経過する日まで

別表第二十八号 (第112条関係)

別紙2 (別表第二十八号関係)

1 有線一般放送の業務に用いられる電気通信設備に関する事項

(18)有線一般放送の業務に用いられる電気通信設備の放送法施行規則第5章第2節第1款第2目に定める技術基準への適合	<input type="checkbox"/> 適合している
---	---------------------------------

注 1～38 (略)

39 (18)の欄は、有線一般放送の業務に用いられる電気通信設備が放送法施行規則第5章第2節第1款第2目に定める技術基準に適合する場合に限り、□にレ印を付け、第151条から第154条までの各条件について、以下のとおり措置内容を具体的に説明した書面を添付すること。

ア ヘッドエンド設備、伝送路設備等の設備構成図並びにこれらの接続構成図

イ 第151条に規定する予備機器の設置等に関する説明書

ウ 第154条において準用する第105条に規定する故障検出に関する説明書

エ 第154条において準用する第106条に規定する配備している試験機器及び応急復旧機材の一覧並びに説明書

オ 第154条において準用する第107条に規定する耐震対策に関

別表第二十八号 (第112条関係)

別紙2 (別表第二十八号関係)

1 有線一般放送の業務に用いられる電気通信設備に関する事項

(18)有線一般放送の業務に用いられる電気通信設備の放送法施行規則第5章第2節第1款に定める技術基準への適合	<input type="checkbox"/> 適合している
--	---------------------------------

注 1～38 (略)

39 (18)の欄は、一般放送の業務に用いられる電気通信設備が放送法施行規則第5章第2節第1款に定める技術基準に適合する場合に限り、□にレ印を付け、措置内容について具体的に説明した書面を添付すること。

<p><u>する説明書</u></p> <p><u>カ</u> 第154条において準用する第109条第1項に規定する停電対策に関する説明書</p> <p><u>キ</u> 第152条に規定する強電流電線に起因する誘導対策に関する説明書</p> <p><u>ク</u> 第154条において準用する第111条に規定する防火対策に関する説明書</p> <p><u>ケ</u> 第154条において準用する第112条に規定する屋外設備に関する説明書</p> <p><u>コ</u> 第153条に規定するヘッドエンドを収容する建築物に関する説明書</p> <p><u>サ</u> 第154条において準用する第114条に規定する耐雷対策に関する説明書</p> <p>40・41 (略)</p>	<p>40・41 (略)</p>
---	------------------